

令和4年第6回美幌町議会臨時会会議録

令和4年7月19日 開会

令和4年7月19日 閉会

令和4年7月19日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 承認第 1 3 号 専決処分の承認について [令和 4 年度美幌町一般会計補正予算 (第 4 号)]
日程第 4 議案第 4 4 号 令和 4 年度美幌町一般会計補正予算 (第 5 号) について

○出席議員

- | | | | |
|-------|-------------|-------|-----------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 | 稲 垣 淳 一 君 | 1 0 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 1 1 番 | 上 杉 晃 央 君 | 1 2 番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 1 3 番 | 馬 場 博 美 君 | 議 長 | 1 4 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| 美 幌 町 長 | 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 | 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 | 高 木 清 君 | 教 育 委 員 | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|
| 副 町 長 | 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 | 小 室 保 男 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 関 弘 法 君 | 福 祉 部 長 | 河 端 勲 君 |
| 経 済 部 長 | 後 藤 秀 人 君 | 建 設 部 長 | 那 須 清 二 君 |
| 病 院 事 務 長 | 但 馬 憲 司 君 | 事 務 連 絡 室 長 | 志 賀 寿 君 |
| 会 計 管 理 者 | 田 中 三 智 雄 君 | 総 務 課 長 | 斉 藤 浩 司 君 |
| 危 機 対 策 課 長 | 弓 山 俊 君 | 政 策 課 長 | 沖 崎 寿 和 君 |
| 財 務 課 長 | 吉 田 善 一 君 | 町 民 活 動 課 長 | 佐 久 間 大 樹 君 |
| 戸 籍 保 険 課 長 | 佐 々 木 斉 君 | 税 務 課 長 | 松 尾 ま ゆ み 君 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 水 上 修 一 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 中 尾 亘 君 |
| 農 林 政 策 課 長 | 橋 本 勝 君 | 耕 地 林 務 主 幹 | 伊 藤 寿 君 |
| み ら い 農 業 課 長 | 午 来 博 君 | 商 工 観 光 課 長 | 影 山 俊 幸 君 |
| 建 設 課 長 | 森 口 尚 博 君 | 建 築 主 幹 | 宮 田 英 和 君 |
| 環 境 管 理 課 長 | 鶴 田 雅 規 君 | 上 下 水 道 課 長 | 石 山 隆 信 君 |
| 病 院 総 務 課 長 | 以 頭 隆 志 君 | 地 域 医 療 連 携 課 長 | 高 山 吉 春 君 |
| 事 務 連 絡 室 次 長 | 横 山 聖 二 君 | 教 育 部 長 | 遠 藤 明 君 |
| 学 校 給 食 課 長 | 片 平 英 樹 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 遠 國 求 君 |

監査委員事務局次長 小室 秀 隆 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 遠 國 求 君 次 長 小 室 秀 隆 君
庶 務 係 長 村 田 剛 君 庶 務 係 長 金 子 未 准 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番馬場博美さん、1番戸澤義典さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る7月15日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 令和4年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る7月15日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分承認1件、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お祈りいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和4年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第13号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第4号）については、美幌峠レストハウス展望休憩室屋外階段等修繕のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

補正予算について。

議案第44号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第5号）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した6事業について、総額2億3,256万9,000円を、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業として500万円を、エコハウス維持管理用備品購入費として68万2,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく御願申し上げます。

◎日程第3 承認第13号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第13号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書2ページをお開き願います。

承認第13号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

3ページになります。

専決処分書。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、美幌峠レストハウス展望

休憩室屋外階段等修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年7月6日付になります。

専決内容について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,903万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、14、15ページを御覧いただきたいと思えます。

3、歳出。

7款1項商工費、3目観光費、2、観光施設維持管理事業費の増、修繕料211万7,000円は、美幌峠レストハウス展望休憩室の屋外階段などの補修費用になります。

4月21日以降、レストハウス1階の商品保管用倉庫及びテナントエリア一部の天井部分から雨漏りが発生するようになったため、ブルーシートをかぶせるなど応急的に対処してまいりましたが、屋外階段の2階出入口の防水加工の劣化が原因と考えられることから、床面のウレタン塗布、防水マットの交換などの補修を行おうするものでございます。

また、展望休憩室のペアガラス1枚が内部結露しているため、窓ガラス1枚を交換するほか、2階の壁面に設置した屋外スピーカー4箇所を取付け箇所が経年劣化により損傷しており、外壁の一部が落下する恐れがあることから、屋外スピーカーを撤去

し、外壁を補修するものでございます。

なお、屋外スピーカーの撤去及び外壁の補修につきましては、町と美幌商工会議所の共有部分になりますので、補修費用を両者で折半し、その半額を美幌商工会議所に負担をいただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、12、13ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

21款1項1目繰越金205万5,000円につきましては、今回の補正予算の財源に、令和3年度決算にかかる繰越金を充てるための予算措置になります。

なお、前年度の繰越金の総額は、8,774万3,000円であり、今回補正後の未支消分の繰越金は、7,568万8,000円となります。

次に、22款諸収入、5項5目雑入6万2,000円は、屋外スピーカーの撤去及び外壁の補修費用につきまして、施設を共有する美幌商工会議所の維持管理費等負担金になります。

以上、承認第13号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 15ページ、先ほど修繕内容の説明を受けましたので、中身は分かりました。工事の完成というのは、もう終わっているのか、まだ修繕途中なのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの修繕期間の御質問でございますけれども、こちら雨漏りの部分の箇所につきましては、階段等の修繕にかかるものでございますが、今月中に修繕は終了すると聞いております。資材の手配に2週間ほどかかる

ということでありましたが、今月末には終了する予定ということであります。

また、2階部分のペアガラスの内部結露による交換につきましては、お盆前であります8月15日より少し前に終わるようなことで伺っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第13号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第44号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第44号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の17ページになります。

議案第44号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、コロナ禍において原油価格や物価の高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担を軽減するため、国から配分される地方創生臨時交付金を活用し、町として必要な対策、支援策を講じるための経費などにつきまして、予算計上しようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,825万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,728万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の26、27ページをお開き願います。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費、6目辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の増、補助金、新型コロナウイルス対策公共交通事業者支援金445万円は、コロナ禍の長期化により、厳しい経営環境にある交通事業者に対し、町内の公共交通の維持を目的に事業規模に応じた支援金を交付いたします。

町内に本・支店または営業所を有する交通事業者を対象に、所有する車両1台につき、大型バス20万円、中型バス15万円、小型・マイクロバス10万円、乗用車・バンは5万円を支給するもので、対象となる車両につきましては、交通事業者4社の合計で51台になります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、5、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、コロナ禍の生活が長期化する中、住民税均等割の非課税世帯や家計急変世帯に対し、国が10万円を支給するもので、本町におきましても令和3年度に補正予算を計上し、令和4年度に予算を繰越しのうえ、給付金の支給手続きを進めているところであります。

今回の補正は、令和4年度におきまして、新たに住民税均等割が非課税となった世帯及び令和4年1月以降に家計が急変した世帯が支給対象に加わり、予算に不足が見込まれますので、50世帯分の500万円について、住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金として予算を措置するものでございます。

その下の6、高齢者世帯等生活支援事業2,977万3,000円につきましては、物価高騰による生活への影響が大きいと想定される低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、生活保護世帯に対し、1世帯当たり1万2,000円の給付金を支給するための予算計上になります。

消耗品や印刷製本費など必要な事務費を計上するほか、対象世帯を2,426世帯と見込み、扶助費として2,911万2,000円計上します。

申請の受付は、8月上旬以降を予定しておりますが、申請漏れがないよう町のホームページや広報紙をはじめ、広く周知に努めてまいります。

次に、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の増、4,948万4,000円につきましては、物価高騰に直面する子育て世帯に対し、児童1人当たり3万円の給付金を支給するための予算になります。

国及び北海道におきましては、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり合わせて6万円を支給する生活支援事業を実施しておりますが、課税世帯につきましては、給付金の対象外となっております。

しかしながら、物価高騰の影響はすべての子育て世帯に及んでおりますので、町独自の施策として、住民税の課税世帯に対し、児童1人当たり3万円を支給することで、子育て世帯の生活を支援いたします。

支給対象は、令和4年度分の住民税が課税されている子育て世帯で、18歳未満の児童が対象となりますが、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とします。

給付に必要な事務費を計上するほか、対象児童を1,620人と見込み、交付金4,860万円を計上いたします。

次に、議案書の28、29ページになります。

上段の6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、庁用備品68万2,000円は、エコハウスの暖房器具の更新費用になります。

平成21年に購入したペレットストーブが故障したため、冬期間の施設運営に支障がないようペレットストーブ1台を更新いたします。

次に、7款1項商工費、2目の商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金の1行目、原油価格・物価高騰対策事業者支援金8,310万円は、原油価格や物価の高騰による影響を緩和するため、町内の事業者に対して、一律10万円を支給するための予算措置になります。

交付対象は、農業を除く町内の中小企業者で、法人は351社、個人が459社、医療・福祉等の事業者は21社、合わせて831社になります。

申請期日は10月末日とし、申請漏れがないよう町のホームページや町広報紙をはじめ、商工会議所の広報紙に掲載するなど、広く周知に努めてまいりたいと存じます。

補助金の2行目になります。

原油価格・物価高騰対策プレミアム商品券発行事業補助金6,351万2,000円は、原油価格や物価の高騰による影響が深刻な状況にある町内の事業者支援と消費の喚起を目的に、プレミアム率50%の商品券を発行するための経費になります。

事業内容であります。3,000円分の商品券を2,000円で販売し、1人5セットまで、最大1万円で1万5,000円分の商品券を購入可能といたします。

販売する時期は、9月と来年1月の2回。

商品券の発行枚数は、2回の合計で6万セットを予定しており、今回は原油価格の高騰対策といたしまして、参加店に燃料販

売店を加えることといたします。

次に、中段になります。

10款の教育費、5項保健体育費、3目学校給食センター費、1、学校給食運営事業費の増、賄材料費225万円は、保護者負担によって賄われている学校給食について、物価高騰の影響による給食費の値上げを回避し、保護者の負担軽減を図るための予算措置になります。

今年度に入り、野菜類をはじめ、麺やパン、加工食品などの価格が高騰しているため、栄養士が食材の価格動向を注視のうえ、栄養バランスや質、量を保てるように献立を工夫しておりますが、その努力も限界に来ていることから、食材費の物価高騰相当分につきまして、保護者負担を求めずに町が負担するものであります。

なお、町立保育園の給食費につきましては、園児数が定数を下回っておりますので、食材費の価格高騰分を含め、当初予算の範囲内において対応が可能な状況になります。

また、私立幼稚園等の給食費につきましては、北海道において食材費の価格高騰分を支援する補助事業が実施される予定でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の24、25ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金1億1,912万1,000円のうち1億1,412万1,000円につきましては、歳出で御説明いたしました事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当するための予算措置になります。

美幌町には、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、1億1,412万1,000円の臨時交付金が配分されておりますが、原油価格や物価の高騰による影響が町民の生活、町内の経済に大きく

及んでいることから、必要な対策を速やかに実施するため、その全額を活用するものであります。

次に、17款道支出金、2項の道補助金1,455万6,000円は、町が実施する高齢者世帯等生活支援事業に対しまして、補助率2分の1、1世帯当たり6,000円を上限に北海道から補助金が交付されます。

次に、20款の繰入金、1項基金繰入金2,888万6,000円は、今回の補正予算に係る財源の一部を財政調整基金からの繰入れに求めます。

なお、参考資料の1ページ、資料1に基金の年度末予定残高を掲載してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

その下の21款1項繰越金7,568万8,000円は、補正予算の財源として前年度の繰越金を充てるもので、今回の補正予算により前年度繰越金の全額を支消することになります。

以上、議案第44号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 29ページの商工費の18番、負担金補助及び交付金、ここの商工事業1億4,661万2,000円のうち、まず一つ目が事業者支援金の8,310万円、続きまして、プレミアム商品券の6,351万2,000円のことでお聞きします。

まず1点目の8,310万円の原油高騰の分で、先ほど法人、個人、医療・福祉関係で831社と言いましたが、これは統計上、今現在美幌町の事業者登録しているところの件数を確認したということでのいいのですよねという質問です。現時点での事業

者を間違いなく確認されているということの確認です。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、831社、現時点での登録者数かどうかということですが、法人につきましては、法人町民税の事業者の登録数を確認させていただいております、こちらは令和3年度末の登録者数でございます。

個人につきましては、令和3年分、令和3年1月から12月までの確定申告ですとか、住民税の申告ですとか、そういった事業者数を確認させていただいております。

また、医療・福祉事業者につきましては、福祉部から情報提供いただきまして、数を確認させていただいておりますので、おおむね現在の登録数と認識しております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 医療・福祉が加わったということで、大変ありがたいことです。

二つ目の質問で、原油価格プレミアム商品券のところで確認します。

美幌町内にいろいろな食堂だとか、飲食店、レストランだとか、あとはケーキ屋さん、パン屋さん含めて結構あるのですが、たまに使えない店舗がまだにあるのです。

こういうところについて、商工会議所を通じてお願いしているのは私も分かっているのですけれども、日にちもありますので、行政のほうで登録していない業者について、きちんとした確認をとることができないのかどうか、お聞きします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまのプレミアム商品券の事業者登録の関係の御質問でございますけれども、議員おっしゃられますように、商工会議所を事業主体

として、事業者の登録も町内のフリーペーパーですとか、そういったもので登録を周知させていただいております。

商工会議所の会員ですとか、連合商店会の会員以外の方々も登録していただくよう周知を図っているところですが、議員おっしゃられるように、まだ加入をされていない一部の事業者の方もいらっしゃいますので、そういった方々について、再度周知を徹底していただくよう話を進めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 以前から会議所でもしっかり回っていることは分かっているのですが、たまたま会議所に加入していないところについても、会議所で会議所の会員企業としての登録のお願いもしていただいても、残念ながら結構お客さんが行くところも取り扱いが面倒くさいとか、ややこしくなるだとか、そういう表現をされて抜けているところもあったのです。

そういうところをできれば会議所だけでなく、何かの形できちんとした説明することも必要かなと。

せつかく9月、1月と3年間続いている事業ですから、最後の最後、もう少し事業者の協力を願ってもらいたいと思って質問しました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 3点ほどお伺いいたします。

最初に27ページ、社会福祉総務費の高齢者世帯等生活支援扶助2,911万2,000円についてであります。先の全員協議会の中で御説明をいただきました。

交付対象者の障がい者世帯の条件として、身体障害者手帳1級から3級、それから療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手

帳1級となっておりますけれども、介護認定をして同程度の状況にあれば、支給の対象とすべきと考えますが、その点について伺います。

2点目であります。

29ページ、商工振興推進事業費の増、原油価格・物価高騰事業支援金8,310万円についてであります。

これについては、令和4年度の当初予算の中で、新型コロナウイルス事業対策支援金については、事業者の状況に応じて、例えば従業員なしであれば10万円、2人以下であれば20万円、3人以上であれば30万円ということになりますけれども、今回なぜ一律に10万円なのか伺いたいと思います。

3点目、最後です。

その下の学校給食運営事業費の増の中で、賄材料費225万円について、先ほどの御説明の中で分かりましたけれども、食材費が高騰し、今回は給食費を値上げしないということで、高騰分の食材費を補正することについては理解しました。

今後、さらに食材費が値上がりした場合、どう対応されるのか伺います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） まず1点目、高齢者世帯等生活支援事業の扶助費のうち、障がい者世帯の御質問だったかと思えます。

今回の支給対象といたしましては、議員おっしゃったとおり、身体障害者手帳1級と2級。こちらは、上肢でも下肢でも該当となります。内部障がいについては3級となります。

実際に介護認定を受けられる際に、身体障がいになる可能性があるかと思えますけれども、実際に障がいになる場合については、医師の診断に基づいて、級が6級までありますので、程度の低いところから障がいに該当すると思えますので、よろしくお

願いいたします。

○議長（大原 昇君） もう少しかみ砕いて、分かりやすくできますか。

内容が理解できていないみたいです。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 馬場議員の御質問でございます。

今回、制度設計いたしました高齢者世帯等の支援に関しまして、一つの目的として、年金などの収入が定額で固定されている就業が困難な方を対象として、制度設計いたしました。その中で、高齢者、障がい者と定義づけたのですけれども、高齢者の方につきましては、65歳以上の方で構成される高齢者世帯として位置づけをしてございます。

そのほかに、先ほど議員がおっしゃられた障害者手帳をお持ちの方という一定の整理をしているところでございます。

したがって、議員おっしゃるとおり、高齢者の方で介護認定を受けるような方々につきましては、当然その方が高齢者世帯ということであれば対象にはなるのですけれども、扶養等に入っていれば、今回の生活困窮の部分について、支援から外れるような制度設計をしたところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今の点ですけれども、高齢者であれば、介護認定を受けても高齢者に該当するということは理解しません。

高齢者でない方が介護認定を受けて、障害者手帳を持っていないけれども、同程度の方は対象にすべきではないかと思うのですが、どうですかという話なのです。

もう一度お願いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

あくまでも今回、高齢者という部分で第

1段階として助成対象としておりますので、65歳以上の者で構成されていれば、要支援でなくても、健常者であっても、介護認定であっても、まずその部分が第1段階の判断となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） その前。65歳以下の人たちで同じような状況の方。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 今回、あくまでも65歳以上ということのを第1段階として考えておりますので、それ以下の方については、福祉灯油も同じでございますが、対象としておりませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 2点目の御質問の原油価格・物価高騰対策事業者支援金10万円の関係でございますけれども、当初予算の事業者支援金、雇用者数に応じて10万円～30万円の支援金との違いということの御質問だったかと思えます。

今回、6月上旬に原油価格・物価高騰に関するアンケート調査を商工会議所と町が共同で実施したところでございます。

会議所会員事業所409事業所のうち160件の回答で、約4割の回答率でございますけれども、こちらの回答のあった事業者の約95%が、原油・物価高騰による悪影響があるとの結果が出てございます。

また、商工会議所からは、事業者継続に向けての新たな支援金の創設についての要望がございました。

アンケートの内容に戻りますけれども、値上がり分を販売価格へ転嫁できているかについてでございますが、7割近くが十分な転嫁ができていないという結果でございました。

こういったアンケートの内容の結果、要望の結果を踏まえまして、売上減少だけではなくて、経費の増大、利益率の減少に影

響を与えることから、スピード感を持って、効果的に、広範囲な事業者を支援する必要があると判断いたしまして、今回医療機関・福祉事業者も含めまして、10万円の支援金とさせていただいたところがございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私が言いたいののは、新型コロナウイルス対策事業支援金については、事業所の規模によってそれぞれ支援金が違うのに、なぜ今回一律にしたかということをお尋ねしているのです。

アンケートをとった結果、原油価格高騰対策については、そういうことで皆さんに実施してほしいということは分かるのですが、やはり事業所によっては、一律10万円ではなくて、その事業所の規模に応じて、例えば事業所の大きさとか、従業員の数とかによって違うので、なぜ一律10万円にしたのかという根拠を教えてくださいということでもあります。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの規模に応じての支援金の金額をという御質問であります。

本来であれば、アンケート結果にもございましたけれども、経費の分を販売価格に転嫁できれば、利益率は下がるということはないのだと考えておりますが、転嫁ができない事情は事業者ごとにあるということが、1番の要因だと考えてございます。

そうしたときに、本来であれば、収入が下がるだけでなく、経費も上がった分での利益率がどれだけ下がったかによっての支援金を出すことができれば、1番効果的な事業者支援金になろうかと思っております。

しかし、全事業者に対して、それだけの幅広い申請をいただいて、審査をしまして、補助をするという支援金の制度の内容になりますと、非常に煩雑で、スピードも

なかなか時間もかかるのかなということもございます。

そういうのも含めまして、今回につきましては、幅広く影響を受けていらっしゃる事業者の方々に対して、一律10万円として、応援金という意味合いで支援をさせていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

食品等が今後さらに値上がりした場合ということでございますが、現在も栄養士がこれまで同様に献立の工夫をしながら、各食品群の価格調査をこまめに行っておりまして、そのような努力をしているということを御理解いただきたいと思います。

現時点におきましては、本年度分は取りあえず価格転嫁を考えてはございませんが、さらに急激な上昇とかがあった場合は、コロナの交付金などが再度ある場合も見定めながら、状況によりまして、今後議会の皆様に御相談をする場合もあるかもしれないということで、よろしく願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 27ページの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業の関係ですけれども、説明の中で、コロナによる家計困窮世帯が対象ということで

広報等にはもちろん載せてはいるのですが、私、申請率をいつも気にしているのですけれども、それによって生活が大変になったという状況を、広報だけ見てもよく理解できない世帯の方もいらっしゃいます。

例えば、税もコロナ対策で減免措置したりするとき、これによらないでいろんなことをしていますけれども、そういった部分を行政でどのような形で家計困窮世帯の把

握や周知をしているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、その下の高齢者世帯の関係です。

通知された後の申請率。

両方とも申請主義ですが、もともと予算化して、できるだけそういう対象世帯にしっかり給付して、支援したいということが行政側の思いだと思います。

申請されない状況、特に単身高齢者で、例えば郵便物が来ても中身がよく理解できないでいるとか、そういったところ、今までもコロナ禍の中でいろいろな給付をしています。申請率を高めるために、行政としてどのような手立てを講じているのか御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

まず、非課税世帯等に対する臨時特別給付金の制度の周知の件でありますけれども、この事業につきましては、令和3年度に引き続いて、今年度新たに非課税になった世帯に対して、支給を行うという事業になっております。

実際に、令和3年度についても未申請者がいたところではありますが、月1回の定例の民生委員児童委員協議会の中でも、こういう制度がありますので、近隣の方で申請されていない方がいれば、情報提供していただきたいということも行っております。

引き続き、民生委員含めて、広報紙、それからホームページなどを使って、制度の周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、特に高齢者単独世帯で、なかなか郵便物が届いても分かりづらいと、ワクチンを含めて御意見をいただいております。

今回から、A4を折らずに入る大きめの

封筒、ちょうどワクチンと同じ大きさの封筒になります。

分かりやすいように高齢者世帯生活支援事業と明記し、第1段階として、届いた時点で理解していただくと。

福祉灯油のときも行ったのですが、当然2回ほど催促して、今、困窮しているということもありますので、8月中旬くらいに発送できると思うのですが、その後2か月くらいの期間の中で2回ほど催促をして、なるべく皆さんに申請していただけるように考えております。

参考まで、令和3年度福祉灯油のときの申請率でございますが、90.4%。

こちら2回ほど催促したのですが、過去に比べて非常に高い申請率となっております。

少なくとも90%を目標として、催促等々、申請をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 両方共通するので、合わせて質問しますけれども、先ほど民生委員さんが個別に各地域でということ、その取組は以前もやっているということは承知しております。

福祉灯油の関係で、いわゆる申請してこない方には、2回ほど催促しているということで、努力して90%、10%は申請してこないのですね。

この申請してこない世帯を、例えば地域の民生委員にこういう方がいらっしゃいますよと、そこに個別にお願いするようなことは、行政として申請率を高めるためにできないのか。

住民税非課税世帯と高齢者世帯の両方について、民生委員の活用という部分で、個人情報とかそういったところで対応ができないのかも含めて。

申請しない人が分かっているながら、行政で電話で催促したりしていると思う。

それでも出てこないときに、最終手段として、直接民生委員さんが個別に回って、こういうのが来ていましたよね、申請してはどうですかという勸奨を、力を借りて行っていただいて申請率を高める。

そういったお金が必要な人のところに届くというのが、私はやさしい行政だと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの議員がおっしゃられた件でございます。

確かに、この手の給付金等々につきましては、私どもの情報だけでは把握しきれないという実態がございます。

そのような中で、やはりお願いするとなれば、地域に密着されている民生委員児童委員の皆様方になろうかと考えているところでございます。

今、御質問いただきました件につきましては、過去にも民生委員の皆様にお願ひした経過がございますので、今回の給付金事業に関しましても、同様にお願ひをしたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 1 番戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） 29 ページのプレミアム商品券発行事業について、お伺ひいたします。

今回は、原油価格・物価高騰ということでの事業ですが、物価高騰、それから原油価格高騰というのは、多分生活している全町民が影響を受けていると思います。

ということで、本来であれば、全町民に対して、燃料を買ってください、商品を買ってくださいと、商品券を配るのが1 番いいのでしょうかけれども、それができないと。

ほかの自治体等は、水道料金の基本料金を半額、免除しましょうと、そういう施策を行っていると思うのです。

プレミアム商品券というのはそういう面

もありますけれども、事業者への経済対策支援というのが大きい支援だと思うのです。

最初行ったときはプレミアム率50%が何回か続いたのですが、前回25%、また50%とプレミアム率が高くなりました。

今までの成果として、この商品券の発行事業がどれだけ町民の方々に享受されているのか、要するに恩恵を受けているのか。

せっかくいただいた交付金ですから、本来であれば、全町民に恩恵がないといけないと思うのです。

それが、一部の所得者だけが恩恵を受けているということでは、今回は特に物価高騰ということで、これが経済対策の支援であるならば、事業者を支援するという目的がありますのでいいと思います。

今回は、あくまでも町民皆さんが影響を受けていると思う中で、私はまたプレミアム商品券なのかという思いがあるのです。

過去の商品券発行事業でいろいろと分析をされていたと思うのですけれども、なぜ、また今回商品券を発行するに至ったのか。

なぜ、また25%から50%になったのか。

それが、本当に物価高騰、燃料価格高騰の対策にはなると思うのですけれども、全町民に対する対策になっているのでしょうかということについて、説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、原油価格・物価高騰対策ということで、プレミアム商品券発行事業に関しましては、事業の概要といたしまして、町内事業者において、物価高が深刻な状況となっているということが、第一の考え方でございます。

そういったことから、今までもプレミアム商品券の発行事業を行ってきましたけれ

ども、ここでさらに物価がひどい状況になっているということで、プレミアム率を上げてきたという検討経過がございます。

さらに、町民の方々が広く恩恵を受けるべきという部分なのですけれども、基本的に3,000円の商品券を2,000円で購入できるということで、単価も低く抑えて制度設計しているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 前回はプレミアム商品券を発行していると思うのですが、大体町民の何%くらいが利用したという成果が出ているのでしょうか。

出ているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問についてですけれども、議員御存じのように、令和3年度もそうですが、令和4年度につきましても、今回5月から8月のプレミアム商品券の発行については、2万セットということでございます。

基本的には1人5セットまで買えますので、4,000人の方々がご利用いただいでいらっしゃるかと思います。

こういった利用率の実績だと考えてございます。

令和3年度につきましても3回実施してございまして、販売率につきましても、3回とも100%ということでご利用いただいでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第6回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時57分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員